

| 鳥取県公報

令和元年5月10日(金) 号外第3号

毎週火・金曜日発行

		目 次	
		户	
\Diamond	人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理	里職員等の範囲を定める
	ŧ	規則の一部を改正する規則 (1) (給与課)・・・・・・・・	2
	Ą	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤	動務時間、休暇等に関する
	,	見則の一部を改正する規則(2)(〃)・・・・・・・・・	3

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

令和元年5月10日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第1号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改 正 前					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
1 • 2 略				1 • 2 略				
3	3 智頭町			3 智頭町				
	機関	職		機関		職		
	略			略				
	教育委員会事務局 課長 参事			教育委員会事務局	課長			
	略			略				
4~26 略				4~26 略				
備考略			偱	青考 略				

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

令和元年5月10日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

改正前

改正前

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

改正後

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<u> </u>	以 正 前					
(特別休暇)	(特別休暇)					
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める	第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定め					
場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2	場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2					
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に	項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に					
掲げる期間とする。	掲げる期間とする。					
略	略					
(15) 夏季におけ 一の年の <u>6月</u> から9月までの	(15) 夏季におけ 一の年の <u>7月</u> から9月までの					
る 盆 等 の 諸 行 期間内における、週休日、条	る 盆 等 の 諸 行 期間内における、週休日、条					
事、心身の健康 例第10条の2第1項の規定に	事、心身の健康 例第10条の2第1項の規定に					
の維持及び増進 より割り振られた勤務時間の	の維持及び増進 より割り振られた勤務時間の					
又は家庭生活の 全部について時間外勤務代休	又は家庭生活の 全部について時間外勤務代休					
充実のため勤務 時間が指定された勤務日等、	充実のため勤務 時間が指定された勤務日等、					
しないことが相 休日及び代休日を除いて原則	しないことが相 休日及び代休日を除いて原則					
当であると認めとして連続する5日の範囲内	当であると認めとして連続する5日の範囲内					
られる場合の期間	られる場合の期間					
略	略					

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

改正後

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(特別休暇)			(特別休暇)				
第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める			第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める				
場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。			場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄(
				略		略	
	(15) 夏季におけ 一の年の6月から9月までの		(15) 夏季におけ 一の年の <u>7月</u> から9月までの				
	る盆等の諸行期間内における、週休日、条		る盆等の諸行期間内における、週休日、条				

事、心身の健康 | 例第8条の2第1項の規定に | の維持及び増進 より割り振られた勤務時間の 又は家庭生活の 全部について時間外勤務代休 充実のため勤務 時間が指定された勤務日等、 しないことが相休日及び代休日を除いて原則 当であると認めとして連続する5日の範囲内 られる場合 の期間

略

事、心身の健康 例第8条の2第1項の規定に の維持及び増進 より割り振られた勤務時間の 又は家庭生活の 全部について時間外勤務代休 充実のため勤務 時間が指定された勤務日等、 しないことが相休日及び代休日を除いて原則 当であると認め として連続する5日の範囲内 られる場合 の期間

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。